

第 22 回 定 例 会

議会改革検討会会議記録

令和4年6月10日

会 議 記 録

会 議 区 分	議会改革検討会	
開 催 年 月 日	令 和 4 年 6 月 1 0 日	開 議 午前 1 1 時 0 0 分 散 会 午前 1 1 時 4 4 分
場 所	苫小牧市議会 議会大会議室	
出 席 者	代 表 者	木村会長、藤田団長、松尾代表、 越川代表、小野寺団長、桜井会長、 触沢議員
	代理出席者	—————
	正・副議長	板谷議長、小山副議長
欠 席 者	—————	
説 明 員	—————	
事 務 局 職 員	園田事務局長、宮沢事務局次長、岸田副主幹、 中山主査、及川書記	
付 議 事 件 及 び 議 事 の 経 過 概 要	別紙のとおり	

●議長（板谷良久） ただいまから議会改革検討会を開会いたします。

●議長（板谷良久） 本日の案件は、会議案のとおりであります。

資料として、資料1から資料3を配信しております。

資料の掲載場所については、サイドブックの議会改革検討会、令和4年度の本日の日付の分であります。

最初に、資料1を御覧ください。

議会改革検討会決定・確認事項については、検討項目ごとにこれまで決定・確認されたことをまとめたものでございます。

前回3月11日開催の議会改革検討会の中で、質問時間の見直しにつきましては、一般質問については議員割当時間を1人につき20分とし、会派割当時間をなし、会派でシェアありとすることを確認しております。

代表質問の在り方、委員会の質疑時間については、一旦会派に持ち帰り、協議いただくこととなっております。

次に、倫理条例の制定につきましては、新緑さんからたたき台及び萩市議会政治倫理条例の説明を行い、一旦会派に持ち帰り、条例をつくるかどうかの判断を協議することを確認しております。

以上が、前回の議会改革検討会決定・確認事項でございます。

本日の検討会の進め方でございますが、質問時間の見直しについて、倫理条例の制定について、各会派から御意見を伺い、協議を進めたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久） では、そのように進めさせていただきます。

●議長（板谷良久） それでは、協議に入らせていただきます。

最初に、質問時間の見直しについてでございます。

資料2を御覧ください。

こちらは、3月11日に開催いたしました議会改革検討会での各会派の御意見をまとめた資料になります。

一般質問については、議員割当時間を1人につき20分とし、会派割当時間をなし、会派でシェアありとすることを確認しております。

代表質問の在り方、委員会の質疑時間については、一旦各会派に持ち帰り、御協議いただくこととなっております。

一般質問については各会派の御意見が一致しましたが、1人当たりの最大の質問時間については御意見が出ておりませんでしたので、これについては従来どおり1人最大40分以内のままとすることによろしいのかと思いますが、各会派の御意見をお伺いしたいと思います。

新緑さん。

●新緑会長（木村司） 前日も申し上げたように、私たちの意見としては、代表質問が、会派の人数掛ける10分ずつと、最大60分をマックスにと。

そして代表質問は、改革さんからもありましたように、予算に向けての。

●議長（板谷良久） すみません、今一般質問の。

●新緑会長（木村司） 一般質問に関しては、確認されたとおりで、今議長がおっしゃったとおりでいいと思います。

●議長（板谷良久） すみません、各会派1人20分で会派のシェアありで会派の割当てなしということで決めたので、それについては皆さん御一致されています。意見が出ていなかったところで、1人当たりの最大質問時間、今までシェアしたときというのは最大40分だったのが、前回のお話の中で決められていなかったもので、それについて、それによろしいかどうか、これについてお伺いしたいと思います。

●新緑会長（木村司） 今までどおり40分によろしいのではないかと思います。

●議長（板谷良久） ありがとうございます。

公明党議員団さん。

●公明党議員団団長（藤田広美） うちも40分でいいです。

●議長（板谷良久） 民主クラブさん。

●民主クラブ代表（松尾省勝） 40分で。

●議長（板谷良久） 改革フォーラムさん。

●改革フォーラム代表（越川慶一） 同じく最大40分でいいです。

●議長（板谷良久） 日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） 今までどおりで、40分で。

●議長（板谷良久） 会派市民さん。

●会派市民会長（桜井忠） これはシェアはなくていいと思っておりますが、シェアがあると、もうそれは決まりましたので、そういう中では40分で結構だと思います。

●議長（板谷良久） 触沢議員。

●無所属（触沢高秀） よろしいかと思います。

●議長（板谷良久） それでは、ただいま一般質問についてはそのような取扱いにさせていただきたいと思えます。

今一覽でまとめさせていただいております代表質問の在り方について、各会派の御意見を改めてお伺いしたいと思えます。よろしくお願ひいたします。

新緑さん。

●新緑会長（木村司） すみません、かぶりますけれども、私どもとしては、平等の観点からいっても、会派の人数掛ける10分で最大60分と。先ほども言ったように、改革さんからもありましたように、予算に関して等の9月の代表質問も、全体の質問時間数を増やさない、今までと同程度ぐらいを考えながら、9月の代表質問と一般質問を一緒にやるということもありかなというふうに考えております。

●議長（板谷良久） 公明党議員団さん。

●公明党議員団団長（藤田広美） 時間については、会派の人数掛ける10分で、新緑さんと同じ意見です。1回目が一括方式で、2回目から一問一答でやってもいいということで、さらに回数に関しては、今までと変更なしということです。

以上です。

●議長（板谷良久） 民主クラブさん。

●民主クラブ代表（松尾省勝） 私どもは、時間はそのまま、1回目は一括方式、2回目から一問一答というところは変わりありません。

また、代表質問の関係なのですけれども、2回やったほうがいいのではないかとこの意見もいただきました。これに関しては、会派としては、当面通常どおりではないかという見解に至っておりますので、よろしくお願ひします。

●議長（板谷良久） 改革フォーラムさん。

●改革フォーラム代表（越川慶一） 私たちは代表質問の時間についてですけれども、これは従来どおりでよいのかなというふうに考えています。

そして、代表質問の回数については、増やしてもいいのではないかとこの考えを持っています、通常2月に代表質問を行っておりますけれども、例えばではあります、予算審議を考える上で、例えば9月に、いろいろ時間の関係もあろうかというふうに思えますけれども、そこで代表質問を行ってもいいのではないかと、そういうような意味合いでちょっと提案をさせていただいておりますので、皆さんとちょっと議論をさせていただきたいなというふうに思えます。

●議長（板谷良久） 日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） 私たちの会派は、以前から申し上げてい

るとおり、質問時間を縮小するような考え方は持っておりません。これまでどおりでいいと代表質問も思っております。そして特に代表質問というのは、市長の市政方針であったり、4年に1回の、4年間のいろいろな方針についての質疑ですので、会派平等に一定程度時間を確保するというのが、それこそ私は大切な考え方かなと思っておりますので、変更なしと。

そして、代表質問を複数回やろうということに関しては、おおむね賛同できるかなと思っております。

以上です。

●議長（板谷良久） 会派市民さん。

●会派市民会長（桜井忠） 我々も質問時間を短くするということには賛成できませんが、そういう中で、代表質問、今までどおり1時間でいいというふうに思っています。一つの考え方として、新緑さんが言われたような方法もあるのかもしれませんが、そういう方法を取っている議会もあるかもしれませんが、我々はそれぞれ会派を組んで、ある程度そこで考え方が、それぞれの会派が同じような考え方をしていて、会派ごとに。それをいろいろな教育から福祉から、いろいろな、防災から、商店街の振興からという、幅広いものを聞くということになれば、やはり小さい会派であっても、ある程度時間を確保してあげるということは必要ではないかなというふうに思いますので、我々は1時間というふうに思っています。

それから、例えば9月に代表質問ということをしたとして、そうすると一般質問をできるのが逆に少なくなってしまう可能性がある。極端な話、半年に一編しか、全部やっても半年に一編しか回ってこないみたいな、それはやはり避けたいなというふうに思っています。

そういう中で、やるとすれば一般質問なのだけれども、代表質問的な内容にするけれども、予算はこういう予算をつくってくれという話であれば、1時間なくても40分あれば、その中でできると思いますので、それはそれぞれの会派の中でやりくりをしてやればいいのではないかというふうに思います。

以上です。

●議長（板谷良久） 触沢議員。

●無所属（触沢高秀） 皆様の決定に同意をします。

●議長（板谷良久） ただいま代表質問の在り方について各会派の御意見を伺いました。おおむね考え方として、まず、時間をどうするかというところがあります。それについては、時間そのままという考え方、それとあと新緑さん、公明党さんで言っております人数掛ける10分という考え方に分かれているところでもありますので、こ

れについては改めて両方の意見、どうするべきかについて各会派に持ち帰っていただき、次回以降でまた打合せさせていただきたいなというふうに思っております。

続きまして、この委員会の質疑時間についての御意見を各会派からお伺いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

新緑さん。

●新緑会長（木村司） これも各委員会ごとに時間を変えているというのが、やはりすごくおかしいように見えます。ですから、統一するという、まずは予算・決算特別委員会を40分ぐらいにして、常任委員会も30分、今つくっていないですけども、やはり上限というのがあってしかるべきかなというふうに思います。これは答弁を含む形で私どもは考えております。

●議長（板谷良久） 公明党議員団さん。

●公明党議員団団長（藤田広美） 予算・決算、答弁含めて40分と、さらに常任委員会、特別委員会、さらに議案審議も時間をしっかり決めて、例えば答弁含めて40分ということで全部統一すべきではないかと考えます。

以上です。

●議長（板谷良久） 民主クラブさん。

●民主クラブ代表（松尾省勝） 私どもは、以前と変わらず、全委員会30分、それで答弁を含まない30分ということで考えています。時間を短くするのは答弁でもできることではないかなというふうに率直に思いますので、よろしく申し上げます。

●議長（板谷良久） 改革フォーラムさん。

●改革フォーラム代表（越川慶一） 私どもも時間は大体おおむね30分から40分ぐらいということで、答弁を含むということで考えています。特別委員会の時間も統一すべきということと、さらに常任委員会や議案審議についても、これは時間の制限ございませんので、これも一定程度統一すべきかなというふうに思っておりますので、そのような考えです。

以上です。

●議長（板谷良久） 日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） そもそもこれまでの様々な委員会の運営上、時間制限をしなければならぬような状況があったらどうかと振り返りますと、私は決してなかったと思っておりますので、時間制限をするということには私は賛同できない考えです。

例えばどうしてもほかの会派の皆さんの意向もあって時間制限を設けるべきだということであれば、答弁を含めないということに統一させていただきたいなと思っておりますし、

いろいろな委員会がある中で、ボリュームの違いもありますので、統一感を持ってやるということ自体も私はなじまないのではないかなと思っております。あえて言うのであれば、例えば予算委員会で款ごとに全然違うボリュームがありますので、そこも検討の余地があるところかなと思います。

以上です。

●議長（板谷良久） 会派市民さん。

●会派市民会長（桜井忠） 私も今までそれほど、正直言って昔は何を聞いているのか分からないような人もいましたけれども、最近はまだ皆さんきちんと、これはあまり言うと、誰がどうのという話ではなくて、一般論で言っている話ですけれども、きちんと聞きたいことを的確に聞いているのではないか、それで時間内に収まっているのではないかというふうに思いますので、私は変える必要はないというふうに思いますし、もともと常任委員会は、事務局の体制や何かでできないということもありましたし、そういう意味で変える必要はないというふうに思っております。

それから、議案審議につきましても、30分とか決めても、そんなにみんな1回ずつやっていないと。ある程度、長くなるときはやはり一つだけではなくて、幾つもの質問する項目があるときには、ある程度長くなることもありますけれども、それが議会の審議を遅らせているというようなことにはなっていないというふうに思いますので、そのように思います。

●議長（板谷良久） 触沢議員。

●無所属（触沢高秀） 質問時間と答弁時間が一緒ではなく、やはり質問時間を決めるなら決めて、答弁を含まないというのが私はよいのではないかと思うところがあります。

以上です。

●議長（板谷良久） ありがとうございます。

ただいま、こちらの添付させていただいた資料2について、一般質問、代表質問、委員会質疑の時間について御意見をお伺いいたしまして、まず一般質問については、ある程度決まったところがあります。そして代表質問については、先ほども申し上げましたが、それぞれ各会派で考え方が若干違うところもあります。特に複数回代表質問をやるということに関しては、また改めて煮詰めていかなければいけないのかなというふうに感じています。

あと、委員会質疑については、本当にもう皆さん考え方がばらばらだなというような印象がありますので、これについて、これからまたちょっと時間をかけながらやらなければいけない案件かなというふうに感じしておりますので、まずは決まっていると

ころから決めて、変えていければなというふうに考えております。

一般質問については、先ほどの皆様の御意見の中から決められました一人頭20分、会派でのシェアありで、一人頭の質問時間が最大40分、これらが共通で見解が取れておりますので、この一般質問の質問時間については、9月定例会は代表質問なので、12月の定例会から行ってはいかがかなというふうに思いますので、そのように進めてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長(板谷良久) それでは、一般質問についてはそのように進めさせていただきます。

また、代表質問と委員会質疑については、各会派様々意見がありますので、引き続き継続して協議を続けていきたいと思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長(板谷良久) それでは、そのように進めさせていただきます。

●議長(板谷良久) それでは次に、倫理条例の制定についてでございます。
資料3を御覧ください。

この件につきましては、3月11日に開催いたしました議会改革検討会において新緑さんからたたき台及び萩市政治倫理条例の説明を行い、一旦各会派へ持ち帰り、まず条例をつくるかどうか、これの判断を御協議いただくこととなっておりますので、まず、つくるかどうかについての各会派の御意見をお伺いしたいと思います。

公明党議員団さん。

●公明党議員団団長(藤田広美) 新緑さんのたたき台を基に会派で協議をさせていただきますして、議会基本条例第4条に政治倫理を遵守するとありますけれども、より具体的に条例で制定していくということが望ましいだろうということで、我が会派としては条例をつくるということに賛成です。

●議長(板谷良久) 民主クラブさん。

●民主クラブ代表(松尾省勝) いろいろと代表者会議の中でもお話ししました6項目の形についても、運用しながら足していけるというような、検証して、そういうところの意見も聞けましたので、まずは自分たちができることを必要に応じて盛り込んだ条例が作成できればというふうに思います。

ただ、パワハラに関する項目、これは最初から盛り込んでいただきたいということ、あともう一つが、条例の趣旨について、市民に分かりやすいように解説をつけるよう

な形で進めていけたらと思います。

以上です。

●議長（板谷良久） 改革フォーラムさん。

●改革フォーラム代表（越川慶一） 我々もこの倫理条例については、従来から設定すべき、策定すべきというふうに答えておりますので、まずはできるところからつくっていくべきだなというふうに思っていますし、その後、いろいろ追加をしたり、削除をしたり、そういうのはまた議論をしていった中でしていけばいいのかなど。まずはつくるべきだというふうに考えています。

以上です。

●議長（板谷良久） 日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） 今回のたたき台も見させていただきました。議会基本条例の中でしっかり倫理についても規定していますので、必要ないのではないかという意見をさせていただいたところなのですが、ほかの会派の皆さんは必要だという御意見がそろっているようですので、私たちも何が何でも反対するという気持ちは持っておりませんので、協議の中に参加しながら進めていただいていいなと思っておりますし、私たちも意見をいろいろ言わせていただきたいと思いますと思っております。

以上です。

●議長（板谷良久） 会派市民さん。

●会派市民会長（桜井忠） この条例は、反対なのかと言われると反対ではありません。反対ではありませんが、今共産党さんも言われたように、基本条例のほうにも規定されている面もありますし、そういうこと、あとそちらでいいのではないかという思いもあります。そういう中で、ちょっと考えがまとまっていないのですけれども、そういうふうに考えております。

●議長（板谷良久） つくるかどうかをまず。考え方だけお伺いしておきます。

●会派市民会長（桜井忠） 皆さん方の議論を見守りたいというふうに思います。ですから、議論にも参加しないでいろいろ皆さん方の意見を聞かせていただきたいと思います。

●議長（板谷良久） 触沢議員。

●無所属（触沢高秀） 皆様の決定に同意をいたします。

●議長（板谷良久） それでは、ただいま会派市民さんのほうからは議論の流れを見ながらいきたいというようなお話もありましたが、他の会派につきましては、基本条例をつくるということで合意を得られたかと思いますが、つくるという方針でまず

進めてよろしいかどうかについて、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

●議長(板谷良久) ありがとうございます。

それでは、ただいま各会派から御意見いただいて、倫理条例について作成することとなりました。

これから条例案の作成を進めてまいりたいと思います。

条例案を作成するに当たり、条例に規定する項目について確認をしたいと思いますが、まず、以前から御意見がありました、昨年の12月10日の検討会において、民主クラブさんから政治倫理条例の解説をされている本の中で、6項目を規定するべきというものが御意見としてありました。

この6項目というのは、政治倫理基準、請負等の制限、資産公開、住民の調査請求、政治倫理審査会、そして問責制度、この6項目についてを規定すべきではないかという御意見も民主クラブさんからありましたので、まず、この件について、提出されている新緑さんからは、6項目のうち2項目ですね、政治倫理基準と政治倫理審査会については規定されておりますが、ほか4項目については規定されておられません。

まず、この民主クラブさんからの御意見について、新緑さんの考え方を説明いただきたいと思います。

新緑さん。

●新緑会長(木村司) そもそも倫理条例をつくるということは、議員自らの良心に委ねるだけではなく、条例により公職者としてあってはならない行動を律するために作成するものと私どもは思っております。

今回は、今議長が説明いただいたように、政治倫理基準と政治倫理審査会を提案させていただいている。これは、今回は特に最低限守らなければならない項目を条例案として提案しているという気持ちであります。ですから、今後、皆さんが、例えば資産公開、請負の制限を入れたほうがいいのかという御意見があれば、その理由を含めて提案していただければ、また各会派が持ち帰って、どうなのだろうねという議論になろうかというふうに思いますので、たたき台ですので、たたき壊していただければというふうに思いますので、よろしくをお願いします。

●議長(板谷良久) ただいま新緑さんからそういった御意見がありましたので、まずそういった御意見をいただきました民主クラブさん、御意見をお伺いしたいと思います。

よろしくをお願いします。

●民主クラブ代表(松尾省勝) 新緑さんからも運用しながらいろいろ継ぎ足して

もいいよという御意見もいただきましたので、この辺はつくる過程、そして運用していく中で求めていければなというふうに思っておりますので、よろしいです。

●議長（板谷良久）　ただいま新緑さんからの御意見と民主クラブさんからの御意見がありましたとおり、これをたたき台にして、各会派の御意見、皆さん聞きながらその要綱について加えるか加えないか、こういったものを話し合っ決めていきたいというような意見であったのかなというふうに思いますが、このような進め方でこの条例を煮詰めていきたいなというふうに思いますが、そのような進め方でまずよろしいかどうかについて各会派の御意見をお伺いしいと思ひます。

公明党議員団さん。

●公明党議員団団長（藤田広美）　今の進め方ですか。そのとおりでいいと思ひます。

●議長（板谷良久）　改革フォーラムさん。

●改革フォーラム代表（越川慶一）　進め方としては、そのような形で結構です。

●議長（板谷良久）　日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵）　今の新緑さんのたたき台には、例えばハラスメントという言葉は職員に対してしか書かれてはいませんけれども、ほかの条文の中では、この地位を利用して嫌がらせや圧力をかけないであるとか、そういうことも盛り込まれてありますし、何かあったときに資料の提出を求められることができるということでは、これは資産の資料も含まれると私は解することができるので、おおむね期待に込えられたたたき台ではないかなと私は見ておりましたので、賛同していききたいと思ひます。

●議長（板谷良久）　会派市民さん。

●会派市民会長（桜井忠）　議論を見守りたいと思ひます。

●議長（板谷良久）　触沢議員。

●無所属（触沢高秀）　よろしいかと思ひます。

●議長（板谷良久）　それでは、そのように進めさせていただきたいと思ひます。

それでは、この倫理条例を制定するに当たって、何か御意見等ござひますか。

藤田団長。

●公明党議員団団長（藤田広美）　会派の中でこのたたき台についていろいろな意見が出ましたので、そのことをちょっと話してもいいですか。

まず、このたたき台の関係の中で、第3条のところに議員の地位を利用して、嫌がらせ、強制または圧力をかける行為をしないことというふうにあるのですけれども、それと同様に、6項のほうに市の職員に対するハラスメント云々とありました。これ

はず、市の職員に対するというのは要らないということで、それは削除しながら、3項と6項を一つの文章にするということがいいのではないかと。萩市ではそういった内容になっていましたので、これはなぜ分けたのか分かりませんが、これは一文にしてもいいのではないかと考えています。

それから、審査委員の関係なのですけれども、審査会の委員で、第6条で、審査会の委員は12人以内とするということでありますけれども、これは12人というのは多いのではないかなと、そういう気がしております。10人程度でいいのではないかと考えています。

ちょっと戻りますけれども、第4条2項のほうに、審査請求をする場合、これは、議員6人以上が連署する書面により行わなければならないとありますけれども、6人というと1会派でできてしまいますので、例えばこれは複数会派の何人以上という形にしたほうがより公平で出せるのではないかと思いますので、その辺も今後議論してはどうかというように思っております。

さらに、資産公開については、第7条に資料等の提出をしなければならないというふうにありますので、そこに必要であれば資産公開もというのを追加したらどうかと思っております。

最後になりますけれども、萩市議会の条例では、最後のところに刑法についての規定がありました。これがやはり今いろいろな議員による事件があったりとか、そういったことに対するいろいろな世間からの注目もあります。そういった中でも、この刑法について一文を入れることも重要ではないかと思うのですけれども、これは必要かどうか、今後協議していけばいいかなと思っておりますので、よろしくお願ひします。

以上です。

●議長（板谷良久） ありがとうございます。

各会派から今思っている倫理条例についてそれぞれ聞いていこうと思っておりますので、続いて、先ほども御意見をいただいておりますが、民主クラブさんから何かこの倫理条例の項目についてありましたら御意見をお伺いしたいと思います。

●民主クラブ代表（松尾省勝） ちょっと重複してしまうのですけれども、6項目については運用しながら足していければなというふうに思っています。

また、パワーハラスメントの関係、ここのたたき台にも載ってはいるのですけれども、この項目、ブラッシュアップした中で最初から盛り込んでいただきたいということ。

最後に、条例の趣旨ですね。これは市民にも分かりやすいように解説すべきではないかなというふうに思っておりますので、この辺りも議論できればなというふうに思っています。

以上です。

●議長（板谷良久） 改革フォーラムさん。

●改革フォーラム代表（越川慶一） まず、基本的な部分が今回示されているというふうに思っておりますので、ちょっと言葉ではパワハラとか、そういう言葉は入っておりませんが、ただ、この文面の中には、例えば議員の地位を利用して嫌がらせであるとか強制または圧力をかける行為をしないとか、そういうような記載もありますので、この辺、文言を少し皆さんと整理しながらやっていけばいい条例ができるのかなというふうに思っております。

以上です。

●議長（板谷良久） 日本共産党市議団さん。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） 先ほど少し意見を述べさせていただきましたけれども、おおむねこのたたき台で全体を補完しているのではないかなと思っております。

ただ、うちの会派から出た意見の中で、第3条の10項で市税等の納付を誠実に行うことと書いているのですが、こんなことがあえて必要なのか、当たり前ではないのかという意見もありましたけれども、そういうことが起きないようにということの担保かなと思って、これはこれでいいと思いますけれども、そういう意見がありました。

●議長（板谷良久） 会派市民さんはどうですか。

●会派市民会長（桜井忠） すみません、基本的に皆さん方の議論を見守りたいと思いますが、先ほど公明党さんから12名では多いのではないかとということで、それで何名ということは決まってはおりませんが、例えば減らしたときにでも、少数会派であってもそこに参加できるような御配慮はよろしくお願ひしたいというふうに思います。

以上です。

●議長（板谷良久） 触沢議員。

●無所属（触沢高秀） 今のところございません。

●議長（板谷良久） 分かりました。各会派の御意見をいただきました。こちらをこれから皆さんとお話をしながら、またこの倫理条例をまとめていきたいというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

他に倫理条例について何か。

藤田団長。

●公明党議員団団長（藤田広美） 一応、今全会派からいろいろな意見が出ておりますので、それはちょっとまとめていただいて、正副議長案というのをつくっていた

だいて、それをこの倫理条例の正副議長案を出していただいて、それをさらにまたもんでいくということにしたほうが今後の展開として取り組みやすいのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

●議長（板谷良久）　ただいま藤田団長のほうから、そういった正副議長案を提出すべきだというような話もありました。以前の検討会でも申し上げましたとおり、制定をなるべくスピード感を持ってつくりたい、12月をめどにまず上程したいというような意見も私のほうからさせていただいたこともありますので、これは藤田団長がおっしゃるとおり、正副議長案を練らせていただいて、それをたたき台にまた改めて皆さんとお話をしていくほうがスムーズにいけるのかなというふうに思っておりますので、それは正副議長案として提出するような形でいきたいというふうに思いますが、そのような進め方でよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久）　よろしく願いいたします。

他に何かございますでしょうか。

藤田団長。

●公明党議員団団長（藤田広美）　取りあえずこの条例案とまた別なのですけれども、市議会基本条例の中に、第16条に条例の見直しがあります。これは、議会はこの基本条例に関して、施行の日から起算して4年を超えない期間ごとにこの条例の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な見直しを行うと、そういった一文がありまして、今回この倫理条例のことをつくるということもこの条例の見直しになるので、そういったことをしっかり宣言するというのも重要ではないかなと思うのですけれども、いかがでしょうか。

●議長（板谷良久）　ありがとうございます。

議会基本条例をつくるときに、今藤田団長がおっしゃったとおり、4年以内に見直しを、ローリングをかけていこうというような取決めで基本条例を決めております。今回基本条例についても倫理についてという項目があります。今回倫理条例はそれをブラッシュアップというか、膨らませたような形での条例をつくるということでもありますので、その4年以内の見直しにこの基本条例をつくるということを含めて考えていきたいというようなところで御提案がありましたので、そのように進めさせていただきたいというふうに私自身思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久）　それでは、そのようにさせていただきたいと思います。

その他また皆様から何かございますか。

木村会長。

●新緑会長（木村司）　　ちょっと話を戻させてもらって、内容なのですからけれども、藤田団長から刑法についての、今改めて萩市議会のほうを見ますと、刑法について16条で結構きっちり書いているのですけれども、それを藤田団長はおっしゃったのだと思うのですけれども、例えば、局長に聞きたいのですけれども、刑法犯は自動的にというか、今新緑案として出したものに対して含まれると思うのですけれども、わざわざ刑確定後の措置みたいなことを書かなくても、議会として審査対象になるというふうになれば、当然ここにわざわざ書かなくてもいいような気もするので、ちょっと時間があるので、その辺の捉え方、やはり出したほうが分かりやすいですよとか、その辺の法的な意味合いというか、条例として成り立っていくのかどうかという部分をちょっとだけ確認させていただきたいなど。持ち帰る前に。

●議長（板谷良久）　　議会事務局長。

●議会事務局長（園田透）　　今木村会長のほうからお尋ねがございました。

まず、皆さん、萩市議会の16条を見ていただければと思うのですけれども、この規定は、いわゆる先ほど松尾代表が6項目と言われている、その先生は、いわゆる問責制度というような意味合いの規定でございます。この問責制度というのは、この先生いわく、先生がおっしゃっているのは、要は議員というのは、様々な罰則とか刑とかあると思うのですけれども、禁錮以上の刑に処せられたときには、これは公職選挙法の中で失職することになっております。それで、ここの規定というのは、刑法の197条から198条までの間の規定を出しているのですけれども、これというのは、いわゆる贈収賄罪、賄賂の受渡しで、要は今朝の道新にも多分載っていたと思うのですけれども、元農水省の大臣の話も載っていたと思うのですけれども、議員がやはり不祥事を起こす場合に一番多い規定になると、いわゆる賄賂の受渡しというのが一番多いだろうということで、ここの規定を載せております。

それで、ここの規定の意味合いというのは、要は議員が逮捕されたりであるとか、いろいろそういうことで刑が確定した場合に、禁錮以上であれば、懲役とかということであれば失職するのですけれども、罰金刑で収まったときには、議員の身分というのはそのまま残ります。そういったときに、議会としてその信頼回復をするために必要な措置を講じなければならないということで、この先生は例えばの例で、記者会見をしたり、市民からそういう請求があったときにはきちんと説明しなければならないということで、刑法に特化したような形の中でこの規定を載せております。

あとは、皆さんに判断していただきたいところは、刑法の一応贈収賄罪に特化した規定なのですからけれども、それ以外でも多分うちの議会の中では、皆さん御承知のとおり

り、北海道の条例の罰則で、要は失職はしていないのですけれども、処せられた場合において、記者会見とかはしていますということで、一応議会としてはそういうような対応をしてきているのかなというふうには思われています。ですから、この規定自体はそういう贈収賄罪に特化したような形なののですけれども、それでよろしいかどうかというのは今後協議していただければと思っております。

以上です。

●議長（板谷良久） 木村会長。

●新緑会長（木村司） よく分かりました。

●議長（板谷良久） よろしいですか。

他にございますか。

桜井会長。

●会派市民会長（桜井忠） それに関してなのですが、贈収賄罪であるとか議員の職務に関するものもありますが、例えばその方が仕事を別に行っているとか、そういう仕事上のことや何かで、民事ではなくて刑事に訴えられるとかそういうようなことの際の、例えば有罪になったというようなときでも失職になるのですか。

●議長（板谷良久） 議会事務局長。

●議会事務局長（園田透） 今は刑法のお話をさせていただきましたけれども、いろいろ罰則というのは条例の中でも懲役刑というのを設けているものもあります。それで今のお話の中では、禁錮以上、要は禁錮というのは、禁錮以上の刑の場合には失職することになりますので、刑法に限らず、そのような形になります。

以上です。

●議長（板谷良久） 桜井会長、よろしいですか。

●会派市民会長（桜井忠） これからいろいろと勉強させていただきます。

小野寺団長。

●日本共産党市議団団長（小野寺幸恵） 今いろいろ聞いていると、本当に専門性が必要な内容も含まれるなどと思って聞いていました。

それで、正副議長案を出してくださるのはいいのですけれども、私たち会派として、それを理解する時間が必要かなと思いました。それで、12月上旬を目指すということなら、9月議会しかも次の段階はないわけで、例えば案を出してもらったら会派で勉強する期間とか、あとはみんな内容について共通認識を持つということでは少し時間が必要な気がするので、その頃合いをちゃんと見計らいながら、招集をかけていただきながら、また閉会中でも議論していきたいと思うのですけれども、お願いしたいと思っております。

●議長（板谷良久）　小野寺団長のおっしゃるとおりだと思っております。できるだけ早く正副議長案をつくりまして、休会中に大変御足労願いますが、集まっていただき、この案を皆さんで煮詰めていきたいなというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。

他にございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

●議長（板谷良久）　それでは、本日の議会改革検討会を終了いたします。御苦労さまでした。

散　　会　　午前11時44分

以　上。